

秋田県奨学金返還助成金交付要綱

秋田県奨学金返還助成金の交付については、秋田県財務規則（昭和39年 秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）、あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱及びこの要綱に定めるところによる

（目的）

第1条 本助成金は、県が指定する奨学金について、就学時に貸与を受けた者に対し、県内就職後にその返還額を予算の範囲内で助成することにより、若年層等の県内定着を促進するとともに、県内産業を担う人材の育成及び確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- （1）県が指定する奨学金 別に定める奨学金
- （2）県内就職 ①秋田県内に本社機能を有する企業、団体又は個人事業主（以下「企業等」という。）に雇用されること、又は②秋田県外に主たる事業所又は事務所を有する企業等に、主たる勤務地を秋田県内に定めて雇用され、かつ県内事業所又は事務所で就労すること（勤務地が研修等のため県外となり、その後、同企業等の県内事業所又は事務所に勤務となった場合も含む）、又は③秋田県外に主たる事業所又は事務所を有する企業等に雇用され、かつ秋田県内に居住しリモートワーク等で勤務していること、又は④秋田県内において起業し又は農林漁業等に従事すること
- （3）特定業種 県が定める成長5分野（航空機関連産業、自動車関連産業、医療福祉機器関連産業、情報関連産業、新エネルギー関連産業）に属する業種
- （4）特定業種認定企業等 特定業種を営むものとして、別に定める手続により、県から事業要件を満たすことの確認を受けた企業等
- （5）一般分 第5条第1項に基づく助成率が適用される助成
- （6）未来創生分 第6条第1項に基づく助成率が適用される助成

（助成対象者）

第3条 本助成金の対象となる者は、県が指定する奨学金の貸与を受け、返還予定又は返還中の者であって、次の（1）又は（2）のいずれかに該当し、かつ（3）の要件を満たす県内就職者とする。

- （1）令和4年度以降に大学等を卒業又は退学した者にあつては、令和5年4月1日以降に県内就職した者（県内就職した企業側の都合のため、令和5年4月1日より前に県内就職している等、特別な理由があると認められる場合を含む。）
- （2）令和3年度以前に大学等を卒業又は退学した者で、かつ、秋田県内に転入時点で通算1年以上秋田県外に居住実績（大学等での就学期間を除く。）を有する者または県内就職決定前にAターン希望登録を行った者にあつては、令和5年4月1日以降に県内に転入し、県内就職した者（令和5年4月1日以降の県内就職のために、令和5年4月1日より前に県内に転入している等、特別な理由があると認められる場合を含む。）
- （3）定住の意思を持って県内に住所を有する者。ただし、秋田県内に本社機能を有する企業等に雇用された場合で、一時的に県外事業所又は事務所で就労する場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、本助成金の対象者から除くものとする。

- (1) 国家公務員又は地方公務員として雇用されている者（会計年度任用職員等を含む。）。ただし、正職員の給与表の適用を受けない非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。
- (2) 独立行政法人、国立・公立大学法人又は地方独立行政法人等に正規に雇用されている者。ただし、正職員の給与表の適用を受けない非常勤職員及び臨時的任用職員等を除く。

（助成対象期間及び助成対象額）

第4条 助成対象期間は、奨学金の返還開始後に県内就職した場合は、県内就職した日の属する月から、また、県内就職後に奨学金の返還を開始した場合は、県内就職をした日の直近の奨学金返還日の属する月から、12月を単位に設定するものとし、奨学金の借入期間が2年未満の場合は12か月間、2年以上3年以内の場合は24か月間、3年を超える場合は36か月間とする。

2 前項に規定にかかわらず、奨学金の返還が開始され、かつ県内就職した年度の翌年度以降に第7条に規定する認定申請があった場合は、助成対象期間は、認定申請した年度の最初の奨学金返還日の属する月を起点とする。

3 助成対象額は、助成対象期間内に返還する奨学金の額とする。ただし、借入期間が1年に満たない場合は、助成対象期間内に返還する奨学金の額に借入月数を12で除した数を乗じて得た額とする。

4 約定による返還開始日より前に繰上返還した場合、助成対象期間は、約定による返還開始月を起点とするものとし、繰上償還額を直近の助成対象期間に係る返還額に合算するものとする。

5 助成対象額には、約定利息を含み、遅延利息及び延滞金を含めないものとする。

6 複数の奨学金について返還を予定し又は返還している場合は、そのうちの1つのみを助成対象とする。

（助成率及び助成金額）

第5条 前項の助成率は $2/3$ とし、助成対象額に助成率を乗じて得た額が13万3千円を超える場合は、助成金額を13万3千円とする。

2 前項の算定において千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額をもって助成金額とする。

（助成率及び助成金額の特例）

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、第3条に定める助成対象者が次の各号のいずれかに該当する者であって、特定業種認定企業等に雇用された場合については、助成率は $10/10$ とし、助成対象額に助成率を乗じて得た額が20万円を超える場合は、助成金額を20万円とする。

- 一 別に定める学科を修めた大学（短期大学を除く。）又は大学院の卒業生
- 二 別に定める外国語について、別に定める一定の資格等（有効期限のあるものは、その期限内のものに限る。）を有する大学（短期大学を除く。）又は大学院の卒業生
- 三 別に定める学科を修めた高等専門学校の卒業生
- 四 その他県が特に認める者

2 前条第2項の規定は、前項に準用する。

3 本条第1項の規定は、特定業種認定企業等に雇用された日の属する月から適用する。

4 本条第1項の規定の適用を受ける者が特定業種認定企業等を離職した場合は、本条第1項の規定は、離職した日の属する月まで適用する。

5 県内就職の対象となる企業等が新たに特定業種認定企業となった場合は、本条第1項の規定は、特定業種認定企業として確認を受けた日の属する月から適用する。

6 特定業種認定企業等が特定業種であることの要件を欠いた場合、又は廃業・破産した場合、本条第1項の規定は事業要件を欠いた日、又は廃業・破産した日の属する月まで適用する。

(助成対象者の認定申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、その交付申請を行う前までに、認定申請を行い、助成対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の助成対象者の認定を受けようとする者は、様式第1号に次の各号に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 就労を証明できるもの(参考様式の「在職証明書」。これによりがたい場合は採用通知、就労証明、所得証明、確定申告書の写し等)

(2) 住民票抄本

(3) 奨学金の名称、貸与金額、貸与期間、返還金額、返還計画、返還実績、返還残額を証明できるもの

(4) 奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書(様式第2号)

(5) 最終学歴の卒業年月を証明できるもの

(6) 前条第1項第1号に該当するとして申請する場合は、大学にあっては該当する学科を修め卒業したこと、大学院にあっては該当する専攻について、修士課程又は博士課程の修了を証明できるもの

(7) 前条第1項第2号に該当するとして申請する場合は、その外国語資格等を証明できるもの

(8) 前条第1項第3号に該当するとして申請する場合は、該当する学科を修め卒業したことを証明できるもの

(9) その他助成対象者の認定のため必要なもの

(助成対象者の認定等)

第8条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、助成対象者と認定するときは様式第3号(その1)により、認定しないときは様式第3号(その2)により、それぞれ申請者に通知するものとする。ただし、既に助成対象者の認定を受けている者から、再度、前条に規定する申請書を受理したときは、様式第3号(その2)により、認定しない旨を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による認定後、申請書及び添付書類の記載事項が事実と異なるとき、その他認定が不適当と認めるときは、助成対象者の認定を取り消すことができる。

3 知事は、前項による措置をとった場合は、その旨を様式第3号(その3)により、助成対象者の認定を受けた者に通知する。

(申請者又は認定者情報異動等の届出)

第9条 第7条に規定する申請を行った者は、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、その旨を様式第4号により、速やかに知事に届け出なければならない。第8条第1項に規定する認定を受けた後も同様とする。

(1) 個人情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレス、助成金振込予定口座)に異動が生じる場合

(2) 就職先等情報に異動が生じる場合(離職・廃業する場合、転職する場合)

(3) 秋田県外へ転出する場合(県外事業所・事務所での勤務を命じられる場合、長期研修等による一時的転出の場合等)

(4) 助成対象奨学金について、返還猶予を受ける場合

(5) 助成対象奨学金について、返還免除を受ける場合

- (6) 助成対象奨学金について、返還計画を変更する場合（繰上返還、減額返還を行う場合等）
- (7) 認定申請を取り下げの場合、又は認定を辞退する場合
- (8) その他届出の必要があると認められる場合

2 知事は、前項の届出に基づき情報を更新する。なお、必要な場合は第8条第1項の例により、届出の内容を反映した認定通知を届出者に送付するものとする。

(助成金の交付申請)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、第4条第1項、第2項及び第4項に規定する助成対象期間（12月を単位に設定した期間）の翌月1日から末日までに、助成金の交付申請を行わなければならない。

2 前項の交付申請は、様式第5号に次に掲げる書類を添付して、知事に提出して行わなければならない。

- (1) 奨学金返還実績等報告書（様式第5号）
- (2) 在職証明書（参考様式。これによりがたい場合は就労証明、所得証明、確定申告書の写し等）
- (3) 住民票抄本
- (4) 奨学金の返還実績を証明できるもの
- (5) 第8条第1項の認定通知の写し（ただし、第9条第2項により、内容を更新した後の通知を受けている場合は、その通知の写し）
- (6) その他助成金の交付決定のため必要なもの

3 助成金の交付を受けようとする者は、第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由がある場合は、申請年度の属する2月20日まで助成金の交付申請を行うことができる。

(助成金の交付決定等)

第11条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を様式第6号により、申請者に通知するものとする。

2 交付決定しない決定をしたときは、様式第7号により、その旨を申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第12条 助成金は、前条の規定に基づく額の確定後、助成金の交付申請者からの請求に基づき、請求のあった日から30日以内に交付するものとする。

2 前項の請求は、様式第8号を知事に提出して行わなければならない。

(是正のための報告等)

第13条 知事は、第10条に規定する申請書を受理した場合のほか、助成事業の遂行に関し必要と認めるときは、助成対象と認定した者に対し、必要な報告等を求めることができる。

2 知事は、前項の報告等により、是正を要する事項があると認めるときは、その者に対し、必要な措置をとるよう求めることができる。

(助成金の交付決定の取消及び返還命令)

第14条 知事は、助成金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて

返還を命ずることができる。

- (1) 知事に提出する書類の記載事項に虚偽があるとき
 - (2) 助成金の交付決定通知書に記載の条件に違反したとき
 - (3) 前条の規定による報告等を求められた場合において、正当な理由がないにもかかわらず、その対応を行わないとき
 - (4) その他知事が不相当と認めるとき
- 2 知事は、前項による交付決定の取消を決定した場合は、その旨を、様式第9号により交付決定を受けた者に通知する。また、返還を命ずる必要がある場合は、併せて返還を命ずる。

(その他)

第15条 財務規則、あきた未来創造部移住・定住促進課関係補助金等交付要綱及びこの要綱に定めるもののほか、助成金の交付に必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。